

令和8年度会計
監査計画

令和8年9月29日

監査委員事務局

令和8年度会計 監査計画

新潟県監査基準第7条の規定により、令和8年度会計監査計画を次のとおり定める。

1 基本方針

県は、「新潟県行財政基本方針」（令和5年10月策定）のもと、持続可能な財政運営の実現に向けて取り組んでいくこととしているが、今後の経済情勢や国の動向等によって収支が大きく変動することも想定され、本県財政は依然として厳しい状況に置かれている。

こうした中、令和8年度会計の監査等に当たっては、新潟県監査基準（令和2年2月25日新潟県監査委員決定）に準拠し、監査の効率化・高度化の観点から、次の取組方針のもと、監査等を実施する。

2 取組方針

(1) リスクアプローチによる効果的な監査

まず、事業・事務リスクの高い事項のうち、事業の重要性、県民に与える影響等を勘案し、重点的に監査する必要があるものを重点事項として設定する。次に、各監査対象機関に内在する様々なリスクを識別、評価した上で、優先監査対象を明確にし、担当者を割り当て「監査実施計画」を作成する。こうして重要なリスクに重点的にアプローチすることで、より効果的な監査等を実施する。

(2) 内部統制に依拠した効率的な監査

各監査対象機関において適切に内部統制制度が整備・運用されているか確認するとともに、内部統制の状況に応じた効率的な監査を実施する。

(3) 3E（経済性、効率性、有効性）の観点による実効的な監査

事務・事業が法令に基づき適正に執行されているか確認することはもとより、より少ない費用でできないか、同じ費用でより大きな成果が得られないか、所期の目的が達成されているかという観点も大切にし、実効的な監査を実施する。

また、監査資料について、内部統制の状況を踏まえたスリム化とともに3Eの観点による監査に向けた見直しを図る。

(4) 専門能力や知識の向上、ICTの活用による監査の効率化・高度化

事務局職員の専門能力の向上や知識の蓄積を図るため、各種研修への参加を促すとともに監査専門委員の活用を図るほか、公文書管理システムとそれに連携した財務会計システムの活用やWeb監査の実施といったICTの活用などにより、監査の効率化・高度化を図る。

3 対象機関及び実施時期等

(1) 財務監査(定期監査)

財務監査は、年1回の定期監査として、決算後の監査(以下「決算監査」という。)を原則とする。ただし、年間の監査事務の平準化を図るため、事務が定型化している機関や小規模機関については、別紙のとおり、決算前の監査(以下「期中監査」という。)を実施する。

また、定期監査は監査委員が行う監査(以下「委員監査」という。)と書記が行う監査(以下「事前監査」という。)を実施する。

ア 対象機関

(ア) 決算監査

- ・普通会計……154 機関(本庁 91 機関、地域 63 機関)
- ・企業会計…… 22 機関(本庁 7 機関、地域 15 機関)

(イ) 期中監査

198 機関(すべて普通会計)

イ 実施時期

(ア) 決算監査

原則、令和9年5月上旬から令和9年9月末までとする。

(イ) 期中監査

原則、令和8年11月下旬から令和9年3月末までとする。

ウ 対象年度

決算監査は令和8年度会計のみを対象とする。ただし、期中監査については、令和8年度会計に加え、令和7年度会計の監査で対象とならなかった定期監査資料調製日以降の残期間分も併せて対象とする。

エ 監査の方法

委員監査と事前監査は、それぞれ対面により行う「実地監査」又は対面によらず書面で行う「書面監査」もしくは「Web監査」(書面に加えWeb環境を利用して行う監査をいう。)により実施する。

なお、書面監査又はWeb監査として計画した機関について、必要がある場合は実地監査に変更し、実地監査として計画した機関について、災害、感染症等により実地で行うことが困難な場合は書面監査又はWeb監査に変更する。令和8年度会計監査については、ICTの活用による監査の効率化・高度化の観点を踏まえ、書面監査又はWeb監査を積極的に活用する。

また、県営工事及び補助事業で市町村等が実施した工事、施設建設、設備整備等の現場監査については監査委員が必要に応じて実施する。

また、事前監査においても、必要がある場合は現場監査を実施する。

(2) 行政監査

財務監査実施時に併せて実施する。

(3) 財政的援助団体等の監査

委員監査と事前監査を実施する。

ア 対象機関

対象機関は、「財政的援助団体等の監査対象選定基準」により、30 団体程度を選定し、監査を実施する。

イ 実施時期

原則、定期監査(決算監査)終了後の令和 9 年 11 月上旬から令和 9 年 12 月末までとする。

(4) 決算審査

知事から審査に付された決算書に対し、証書類等と合わせて審査し、部局長との意見交換を経て、審査意見書を知事に提出する。

ア 審査対象

(ア) 普通会計

歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び証書類

(イ) 企業会計

試算表、損益計算書、予算差引表、減価償却集計表、収益費用明細表及び証書類

イ 実施時期

(ア) 普通会計

原則、令和 9 年 9 月末までに審査等を行う。

(イ) 企業会計

原則、令和 9 年 6 月末までに審査等を行う。

(5) 例月現金出納検査

ア 検査対象

普通会計及び公営企業会計における会計管理者所管の現金出納事務

イ 実施時期

原則、検査対象月分を翌月に書記による書面検査を実施するが、令和 9 年 3 月分の検査については、令和 9 年 5 月に監査委員が実地検査で行う。

(6) 基金運用状況の審査

知事から審査に付された基金運用状況書に対し、証書類等と合わせて令和 9 年 9 月末までに審査等を行う。

(7) 財政の健全性に関する比率の審査

知事が算定した財政の健全性に関する比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を令和 9 年 9 月下旬までに審査等を行う。

(8) 内部統制評価報告書審査

知事から審査に付された評価報告書に対し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）に基づき審査し、審査意見書を知事に提出する。

ア 審査手続

評価報告書及び評価の根拠となる資料を審査対象とし、定期監査で把握した内容等と照らし合わせ、必要に応じ、関係部局に説明を求めて審査し、審査意見書を知事に提出する。

イ 実施時期

原則、令和 9 年 9 月中旬までに審査等を行う。

(9) 随時監査

必要に応じ実施する。

【別表1】

令和8年度会計 財務監査対象機関数

会計	部 局 別	期中監査	決 算 監 査			合 計
		地域機関	本 庁	地域機関	小 計	
普 通 会 計	知 事 政 策 局	0	6	1	7	7
	総 務 部	1	11	0	11	12
	環 境 局	1	3	0	3	4
	防 災 局	2	4	0	4	6
	福 祉 保 健 部	6	10	1	11	17
	産 業 労 働 部	13	6	0	6	19
	観 光 文 化 スポーツ部	3	4	0	4	7
	農 林 水 産 部	19	10	0	10	29
	農 地 部	0	5	0	5	5
	土 木 部	0	13	1	14	14
	交 通 政 策 局	0	4	0	4	4
	出 納 局	0	2	0	2	2
	村 上 地 域 振 興 局	1	0	3	3	4
	新 発 田 地 域 振 興 局	0	0	7	7	7
	新 潟 地 域 振 興 局	1	0	8	8	9
	三 条 地 域 振 興 局	1	0	3	3	4
	長 岡 地 域 振 興 局	0	0	8	8	8
	魚 沼 地 域 振 興 局	1	0	3	3	4
	南 魚 沼 地 域 振 興 局	0	0	6	6	6
	十 日 町 地 域 振 興 局	1	0	3	3	4
	柏 崎 地 域 振 興 局	1	0	3	3	4
	上 越 地 域 振 興 局	0	0	10	10	10
	糸 魚 川 地 域 振 興 局	1	0	3	3	4
	佐 渡 地 域 振 興 局	1	0	3	3	4
	議 会 事 務 局	0	1	0	1	1
	人 事 委 員 会 事 務 局	0	1	0	1	1
	監 査 委 員 事 務 局	0	1	0	1	1
	労 働 委 員 会 事 務 局	0	1	0	1	1
	教 育 庁	116	8	0	8	124
	警 察 本 部	29	1	0	1	30
	小 計	198	91	63	154	352
企 業 会 計	福 祉 保 健 部	0	1	0	1	1
	土 木 部	0	1	1	2	2
	交 通 政 策 局	0	1	1	2	2
	企 業 局	0	3	3	6	6
	病 院 局	0	1	10	11	11
	小 計	0	7	15	22	22
合 計		198	98	78	176	374

【別表2】

令和8年度会計 財務監査対象機関増減数

会計	本 庁 地域別	令和7年度 対象機関数	減	増	令和8年度 対象機関数
普 通 会 計	本 庁	91			91
	地 域 機 関	260	農業総合研究所高冷地農業 技術センター及び中山間地 農業技術センター(統合) 県立幼稚園	遠隔教育配信センター 柏崎高等学校附属中学校 新潟碧高等学校	261
	計	351	2	3	352
企 業 会 計	本 庁	7			7
	地 域 機 関	15			15
	計	22	0	0	22
合 計		373	2	3	374

備考：①久比岐高等学校(R8.3.31閉校)の令和7年度会計未実施分(R7.11～R8.3)の監査については、高田北城高等学校監査時に監査を実施する。

②旧新潟中央警察署(旧新潟警察署とR8.4.1統合)の令和7年度会計未実施分(R8.1～R8.3)の監査については、新潟中央警察署(旧新潟警察署)監査時に監査を実施する。

令和8年度会計 決算監査・期中監査実施区分等

月	財務監査	参考	
		決算審査等	その他
11	【期中監査】 《普通会計》		
12	自治研修所、 佐渡トキ保護センター、 消防学校、放射線監視センター、 保健環境科学研究所、 食肉衛生検査センター、精神保健福祉センター、 障害福祉施設、児童福祉施設、 計量検定所、大阪事務所、工業技術総合研究所、 醸造試験場、テクノスクール、 歴史博物館、美術館、 農業総合研究所、病虫害防除所、農業大学校、 妙法育成牧場、家畜保健衛生所、水産海洋研究所、 内水面水産試験場、森林研究所、 地域振興局健康福祉部、健康福祉環境部(三条、佐渡) 教育事務所、教育センター、図書館、生涯学習推進センター、 文書館、遠隔教育配信センター 附属中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 警察署		住民監査請求 に基づく監査 (随時)
1			
2			
3			
4			
5	【決算監査】 《企業会計》 事業所・施設 本庁 } 全機関		
6	《普通会計》 地域振興局企画振興部、 // (地域振興グループ)、 // 県税部、 // 健康福祉環境部(三条、佐渡を除く)、 // 児童・障害者相談センター、 // 農林振興部、 // 農業振興部、 // 農林水産振興部、 // 農村整備部、 // 地域整備部、 // 津川地区振興事務所、新潟港湾事務所、 与板維持管理事務所、小千谷維持管理事務所、 上越東農林事務所、上越東維持管理事務所、 妙高砂防事務所、直江津港湾事務所、 中央福祉相談センター 東京事務所、 流域下水道事務所、 本庁	企業会計 決算審査	
7			
8		普通会計 決算審査	
9		健全化判断比 率等審査	
10		企業会計 決算審査 特別委員会	
11		普通会計 決算審査 特別委員会	財政的援助団 体等監査